

魚津市市民自治推進会議(第5回) 会議録

日 時 令和5年2月2日(木)午後7時00分から8時40分まで

場 所 魚津市役所 2階 第1会議室

出席者 委員:山根拓 浦田孝子 鴻戸豊 野島裕子 澤泉弘 木下理佳 高瀬康太 潮由加子

田中光幸 大崎章博(10名・敬称略)

事務局:総務部長 南塚智樹 地域協働課長 小林孝仁

協働推進係長 関口晶子 協働推進係主任 谷口友美

<司会 地域協働課長>

<会議録の確認について>

(市) 第3回の市民自治推進会議を8月26日(金)また、第4回目の会議を9月5日(月)に開催しました。会議録について確認いただき、修正等ありましたら2月10日までに事務局へ連絡してください。なお、この会議録は後日、市のHPにも掲載する予定です。

(座長) 今ほどの会議録の確認については、訂正があれば事務局までお願いします。訂正があった場合、会議録の確認については、座長に一任でお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(委員) (異議なし)

(座長) それでは、会議録の確認については、座長一任といたします。

報告事項 魚津市議会での自治基本条例及び逐条解説書の検証結果について

(事務局説明) 資料:検証にかかる報告書(案) 18頁

(座長) 市議会の検証結果については、条例本文ではなく、逐条解説書についての修正を提言されたということでした。これについて何かご意見があればお願いします。

(委員) 議会からの検証結果の報告のあと、令和4年12月20日付でコミュニティセンター化についての申入書が市議会から提出されませんでしたか。

(市) 令和4年12月20日付で魚津市議会からコミュニティセンターについての申し入れがありました。自治基本条例というよりも、コミュニティセンターに関する議長からの申し入れでした。この前段で、11月に、地域振興とまちづくり特別委員会と自治振興会連合会との意見交換会があり、これを受けての12月20日の市議会からの申し入れでした。

自治基本条例の検証については、9月20日付で報告をいただいた検証結果を市議会からの報告とすることとして取り扱うことで、地域振興とまちづくり特別委員会の委員長と確認をしております。

(委員) それらを記録として載せたら良いと思います。

(市) 経過のところへ、市議会から12月20日にコミュニティセンターに関する申し入れがあり、1月に申し入れに対する回答をしたことを入れさせていただくという趣旨でよろしいですか。

(委員) はい。

(座長) 20頁の経過の末尾に議会からのコミュニティセンターに関する申し入れを加筆するということでお願いします。他にご意見はございませんか。他になければ次へ進めて参ります。

協議事項 検証にかかる報告書(案)について

(座長) 資料について、適宜内容を区切りながら進めます。

(事務局説明) 資料:検証にかかる報告書(案) 「I はじめに」

(座長) ご質問あるいは、ご意見がございましたら、どなたからでもご発言下さい。

(委員) 自治基本条例には「まちづくり」という言葉は出てきません。4行目に「まちづくりの最高規範」と書いてありますがこれは公式文書でありますから、条例にあるとおりとした方が良いと思います。

(市) 第2条に「この条例は、本市の自治の基本を定めた最高規範」とありますので、4行目の「まちづくりの最高規範」については、「自治の基本を定めた最高規範」と改めさせていただきます。

(座長) 修正を加えるということですね。他にご意見はございませんか。
他になれば次へ進めて参ります。

(事務局説明) 資料:検証にかかる報告書(案) 「II 検証方法について」

(座長) 検証プロセスを図で示してあるということですね。ご意見がなければ次へ参りたいと思います。

(事務局説明) 資料:検証にかかる報告書(案) 「III 検証結果について」

(座長) これまでの検証結果をまとめたものとなります、ご質問あるいは、ご意見がございましたら、どなたからでもご発言下さい。

(委員) 第15条 総合計画等に関して、認識を共有したいと思うので、おたずねします。総合計画はいつ頃から始まりましたか。また、「持続可能な都市をつくるために…」とはどこからきた言葉で、どういう中身なのかをおわかりでしたら教えてください。

魚津市の第1次総合計画は、昭和46年(1971年)に、地方自治法で「総合的かつ計画的な市政運営を市町村で作りなさい」となっています。平成23年の地方自治法の改正によってこの言葉がなくなっているので、いわゆる自治基本条例にこれが組み込まれました。

「持続可能な都市」とは、1970年代に、魚津市から出た言葉です。

「総合的かつ計画的な市政運営」と「持続可能な都市をつくる」との概念は随分違っていそうです。

「持続可能な」とは、長続きしたらよいだけではなく、社会的な公平、環境の保全、経済的な豊かさが持続可能の理念と言われており、私は「総合的かつ計画的な市政運営」という表現よりも「持続可能な都市を実現する」とした方が良いのではないかと思いました。

(委員) 自治基本条例の中で、総合計画のことについて、それほどこだわる必要はあるのでしょうか。

(委員) 総合計画は基本構想、基本計画、実施計画の3部構成であり、諮問するのは、基本構想と基本計画だけです。個別計画が基本計画よりもはるかに先のことを書いてあつたりするので、これを機に丁寧に説明しておけばよいと思いました。

(委員) 委員のご意見もあると思いますが、今は自治基本条例の見直しの会議であるので、この場は魚津市総合計画についての協議をするものではないと思います。

(市) 第15条の総合計画のくだりについては、委員から以前の会議でもご指摘をいただき、「総合的かつ計画的な市政運営」とは、以前の地方自治法の規定であり、自治基本条例の中では、「持続可能性を実現する」としてはどうかとのことでした。その際にもあった話ですが、「持続可能性」については、このごろのSDGsの考え方の中で特にクローズアップされていると理解しますが、その側面においても、「総合的かつ計画的」とすることで包含するとして整理をし、記載させていただいたところです。どちらが古いか、新しいのかというよりも、より条例の文言としてなじむのはどちらなのか、という点でご議論をいただいていると理解しています。

- (座長) 現在の協議は、報告書(案)の文言の検討ですので、どうしても欠けている点などがあればご指摘いただきたいです。今ご指摘のあった持続可能性やサステナビリティということを無視しているわけではありませんので、一つの目標として実現していくということでご理解いただければと思います。
- (委員) 正しく理解すると、そういうことではないのか、という意見でした。
その他の意見についてのところで、行政評価、住民投票、行政手続については、自治基本条例の条文を変えてほしいのではなく、いい加減条例を作る努力をしたらどうかと言ったつもりです。
- (市) 言葉が足りないようであれば足しますが、委員のご意見の趣旨に基づき、こちらに記載しています。
- (委員) 条文を直す必要はありませんが、条文には、「別に条例を定める」などとありますので、いずれも早く条例の制定など検討をされたらどうですか。
- (市) (3)については、「早期の検討が必要であると思います。」とさせていただきたいと思います。「決定することで、より権威が高まる」については、「決定を行うことが必要」と改めさせていただきます。
- (座長) 他にご意見がなければ次へ参りたいと思います。

(事務局説明) 資料:検証にかかる報告書(案)「IV 逐条解説書の改訂について」(1)第3条～(7)第12条

- (座長) (1)第3条から(7)第12条までの部分で、ご意見があればお願いします。
- (委員) 私たちがこれまでに協議をしてきたことがこの報告書に書かれているのかを検証するのは良いのですが、ここをまた検証し直すと話が戻ってしまいます。これまでの自分たちの発言について、会議録を読み返しておられると思いますので、こちらの確認をしていければどうでしょうか。
- (座長) 逐条解説書(案)についても修正箇所がこれで適当かどうか、私たちが協議してきた結果が報告書(案)へ反映されているかを全員でチェックしていければ良いですね。
- (委員) 「共同」、「協同」とは、として説明を入れることには賛成です。「連携」という言葉も加えたら良いと思います。「collaboration」や「partnership」など、英語の説明も追加したら一定程度意味が分かると思います。
- (委員) 「共同」、「協同」について、まとめられているのでこれで良いと思います。前回までの会議で審議して参りましたのでこれで良いと思います。
- (座長) 他にご意見がなければ次へ参りたいと思います。

(事務局説明)資料:検証にかかる報告書(案)「IV 逐条解説書の改訂について」(8)第18条～(9)第20条

- (座長) (8)第18条から(9)第20条までの部分で、ご意見があればお願いします。
- (委員) (意見なし)
- (座長) ご意見がなければ次へ参りたいと思います。

(事務局説明)資料:検証にかかる報告書(案)「IV 逐条解説書の改訂について」(10)第25条

- (座長) (10)第25条で、ご意見があればお願いします。
- (座長) 15頁の5行目ですが、「横連携」という言葉は使われますか。
- (市) 使うかと言われれば、同じ立場にある方々、団体が携えるということかと思いますが、いただいた言葉でした。横を取って、「連携」としてはいかがでしょうか。
- (委員) (異議なし)

- (委員) 地域コミュニティの定義が違うように思います。「コミュニティ」の定義は、以前も言いましたが、「小学校区のように子ども・高齢者が日常歩く居住地区、住区を、住民の生活自治単位ないし自治体行政地区と捉えたもので、あえて近隣社会・地域共同体と訳さずに地方自治用語とされてきた」という専門家の言葉がありますので、少し違うと思いました。公民館をコミュニティセンターとするので、コミュニティセンター条例とするのは大いに結構ですが、コミュニティの定義の仕方によって違ってくるように思います。
- (委員) こちらに出てくるのは、「地域コミュニティ」であり、「コミュニティ」とはまた違うのではないか。 「地域コミュニティ」が「自治会」「地域活動団体」「地域振興会」ということだと思います。
- (座長) 「より大きい単位の地域コミュニティ」という表現があるので、小さな単位のコミュニティもあるし、それをある程度包含する、もう少し大きな単位もあり、規模に差があるから「より大きい単位」としてあるのだと思いますが、それほど大きな違和感はないと思います。
- (委員) コミュニティセンター化のことがあるため、コミュニティという言葉が多用されているように思います。おそらく現状では地域住民には「コミュニティ」という言葉が根付いていないために違和感があるのだと思います。この先、定着していくのかもしれません、私は今の「コミュニティ」という言葉には少し違和感があります。「コミュニティ」をどのように考えているのか説明があれば良いのではないかでしょうか。
- (委員) 13地区の中にそれぞれ自治の組織を作っていくしようと明確に、具体的な方針が出ました。市では、コミュニティセンター条例を作り、地域の中心組織である地域振興会を置き、自治のまちづくりをすることを表現するには「コミュニティ」が大事であると思います。
- (委員) 「コミュニティセンター化すると、公民館がなくなってしまう」という考え方をお持ちの方もいます。コミュニティセンター条例ができたことで、市がどのように考えていくのか、基本の部分は行政が関わっていかなくてはならないので、懇切丁寧に理解してもらう必要があると思います。
- (市) 「コミュニティ」という言葉が浸透していないことですが、「コミュニティセンター」と長い言葉になれば、なお一層のことだと思います。コミュニティセンター化については、議会からも提案をいただき、手続きを進め、令和6年4月からは全公民館のコミュニティセンター化を進めていきたいと思っていますが、まだまだ馴染んでいないことは我々も実感しています。今後予定していますまちづくりフォーラムや、その他の機会に、地域の方にもっとお話をさせていただき、少しでも腑に落ちる物になるように努めさせていただきたいと思っております。
- 「コミュニティ」の用語の解説を第25条の趣旨へ追加させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
- (委員) 第25条の最初に、先ほど言った専門家の言葉を使って「コミュニティ」の定義をしたら良いと思います。「コミュニティ」というのは、公民館を含めた色々な組織が入ってくる。なくなることは絶対にあり得ないです。
- (市) そのことを伝えます。
- (委員) 「コミュニティセンター」とは公の施設であり、市の直営ではなく、住民に運営させるというやり方で、必要な条例の整備を当局が研究していると思います。
- (座長) 公民館とコミュニティセンターの関係がどのようになっているのかということですね。おそらく全国各地で子どもの数が減って、小学校が統合され、昔ながらの地区がそれまでの枠組みを失っているので、公民館の機能をコミュニティセンターへ移譲し、さらに新たな機能を追加しているのだと思います。「コミュニティセンター」という言葉は上から降ってきたような言葉で、一旦受け入れて、

一体どういうものなのか、実際走り出してみないと分からぬところがあると思います。

- (委員) 令和6年4月からコミュニティセンターとなると、我々は行政に頼れなくなります。自分の地区でコミュニティセンター化をするときは役員を含めて地区住民で何をすべきかを考えていく必要があります。地区のコミュニティセンターは独立してくださいとのお達しと言って良いでしょうか。自分たちの地区は自分たちで運営しなさいということですね。
- (座長) 従来から機能していた地域社会の単位が枠組みを失ってしまっているので、その代わり、新たにコミュニティセンターという組織を持たせて地域を維持していくという意味であると思います。
- (委員) 世帯数の少ない地域振興会は予算的にも人員的にも苦労しておられるはずです。人と予算で応援してほしいということです。「行政と市民が一体となって」と市長が一生懸命唱えておられますから、この辺りは走りながらだと思っています。各地域によって「コミュニティ」の中身が違ってくるので、定義も抽象的なものになってしまいます。地域コミュニティは「自治会」「地域振興会」「地域活動団体」としたと思います。
- (座長) それでは、次へ参りたいと思います。

(事務局説明)資料:検証にかかる報告書(案)「IV 逐条解説書の改訂について」(11)第26条以降

- (座長) (11)第26条以降の部分で、ご意見があればお願ひします。
- (委員) QRコードを見てみましたが、これはとても良かったです。より詳しいことを調べられるので、所々で解説などしていいかと思います。
- (座長) 事務局でご検討ください。
それでは、他にご意見がないようでしたら、本日の会議において、一部内容に加筆、修正が必要となりましたので、事務局にて修正していただき、原案を座長である私の方で確認し、座長に一任でお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。
- (委員) (異議なし)
- (座長) それでは本日の会議において報告書の全体について意見交換し、修正箇所がありましたら、概ね皆さんにお認めいただいたと認識しております。今後、最終的な確認を行い、報告書、逐条解説書の(案)がとれるかたちとなります。
それでは、協議事項については、これで終わりたいと思います。皆様のご協力により、無事会議を進めることができました。ありがとうございました。
以降の進行は、事務局にお願いたします。
- (市) 座長どうもありがとうございました。微調整がありましたので、事務局で修正し、座長に確認をお願いし、その後皆様に修正した報告書を送らせていただきたいと思います。
今後の予定ですが、報告書については、座長と副座長のご両名から市長へ提出していただくことで進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
また、5回に渡りまして、皆様方に市民自治推進会議へご出席いただきまして誠にありがとうございました。
また、2月26日の「魚津市まちづくりフォーラム2023実施要項」を配布しています。第1部では山根教授に基調講演をお願いしており、第2部ではワークショップを考えています。すでに振興会から出席者の報告をいただいており、市民自治推進会議の委員の皆様のお名前も拝見しております。ワークショップでは、委員の皆様に進行役としてのご協力をお願いしたく、またその時は是非ご相談させていただきたいと思っております。

これまで自治基本条例の見直しに関しまして、皆さんのお力をお借りいたしまして誠にありがとうございました。
ございました。以上で終わります。ありがとうございました。

<閉会>